

第 15 回恵那市景観審議会 会議録

日時：令和 5 年 5 月 18 日（木曜日） 10：30～

場所：恵那市役所西庁舎 4 階 4 A 会議室

1. 開会
 2. 委員の委嘱
 3. あいさつ
 4. 会議の成立
 5. 委員自己紹介
 6. 会長・副会長の選出
 7. 議事
 - (1) 景観計画の改正について
 - (2) 今後のスケジュール、パブリックコメントについて
 8. その他
 9. 閉会
-

公開又は非公開の別 公開

出席者

出村嘉史委員、石井伸吾委員、渡邊敏夫委員、森川彰夫委員、小川智明委員、足立健二委員、
柘植恒雄委員

欠席者

山田敬志委員、近藤明德委員

傍聴者 0名

1. 開会

司会進行である原リニア都市計画局長兼都市整備課長のあいさつで開会。資料の確認。欠席者の報告を行った。また、恵那市景観条例施行規則第32条により、公開の会議である旨の説明をした。

2. 委員の委嘱

任期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）にて委員を委嘱。委嘱書を交付した。

3. 市長あいさつ

■小坂喬峰市長

景観審議会は平成24年に開始し、10年間で景観について様々な取り組みをした。最近だと、市民の皆様から景観に対して懸念の話が多数上がってきているなかで、計画見直しの議論をどのように結論付けていくのかが課題である。事業者がいる一方で、いろんな価値観を持たれている市民もいる中で、多くの方が納得できる結論に持っていけるのが難しい。委員の皆様方には、十分な議論を尽くして、方向性を導いてほしい。

4. 会議の成立

「恵那市景観条例施行規則」第31条第3項の規定により、過半数の委員が出席していることから、本審議会が成立している旨の報告を行った。

5. 委員自己紹介

委嘱後、初めての会議のため出席委員全員が自己紹介を行う。

6. 会長・副会長選出

会長は、足立健二委員が出村嘉史委員を推薦。全会一致で決定。会長就任のあいさつを行った。

■出村会長

去年の県が主催した景観シンポジウムで、私は景観について話をした。

ひとつが景観は、見た目だけの問題ではなく、営み全てがそこに含まれている。観光では非常に重要な位置付けをしているはずで、観光客は何を求めてくるかという中の多くの部分は景観が占めていると思う。見た目が綺麗とか汚いとか以上に人間はそこに思いを寄せて、土着という形で定着していくと、いい結果になっていくという側面。

もうひとつは、活力が大事だっていう話。活力は、新しいことが起こるとか、出会いがきっかけで今までと違うことに進み始めるとか、産業の残りは全てそうですよねっていうような、あらゆる側面、集落などで起こっていくのが活力のある社会だと思う。そういうのがなくなった上で景観ってやると、とても寂しいことしか出てこないの、活力の方を大事にしようという話をした。

景観計画は、最低限を抑えるという制度。ひどいものは、なんとか慎んでもらうルール設定である。そのため、景観計画はブレーキの側面が強い。

一方で、アクセルに転じる方法として、今回の資料のスケジュールの中に含まれている地域別景観

計画がある。その地域で大事にされているものを、焦点を当てて活かしていく方法にも目を向けていけたらいいと思う。

副会長は、足立健二委員が渡邊敏夫委員を推薦。全会一致で決定した。副会長就任のあいさつを行った。

■ 渡邊副会長

ゴールデンウイークに能登半島へ行った際、5月5日に発生した大地震を体験してきた。今回はこの景観審議会でも、景観の中に避難場所考えるという要素もやっぱり取り入れたいと感じた。自分も含め、みんな、とにかく座り込んでただけになってしまった。その後、携帯電話が、そこら中で鳴っていた。その中で、どこへ逃げて良いのかがわからなかった。結局、広い場所のある道の駅まで戻ってきたが、店内の瓶類は、落ちて破損していたという状況だった。「広いところへ」という心理でそこへ避難したという大変な経験を景観審議会の方でも活かした方が良くということ、本当に改めて実感した。

7. 議事

議事の進行は恵那市景観条例施行規則第31条第1項により、会長が議長を務めることとなるため、出村嘉史会長が議事の進行を行う。

■ 事務局

[資料1～3に基づき説明]

■ 出村会長

隣接地で事業をする場合の一体判定の基準が「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例」の方にはあるが、景観では太陽光発電設備は隣接してしまえば全部一体であるという考え方は良い方向。感覚的には、一度に両方に見えるものは同じのものに含まれてしまう。そういう感覚だといえる。

曖昧なところなどを意見として出して議論ができたらと思う。他の委員が考えている間に、先に気になった部分を挙げていく。

資料1の7ページ色の明度・彩度について。明度は光の量で反射率が高く、目に飛び込んでいる光があたって、目にどれほど光が届くのかということ。太陽光そのもの位の光を人は白と感じる。全く光がない状態を黒と感じる。その間にレベルがあり、10段階で分かれている。この資料だと、グラデーションで、白から黒って書いているが、反射率は決まっている。本来よりも白い部分の範囲が広い。

資料1の6ページの赤書きで修正部分について。白などの高明度を避け、かつ、低彩度にするという内容だが、「白などの」という記載は不要と思う。高明度というのは、白色のことを指す。つまり、頭痛が痛いみたいな内容になってしまっている。「白など」と書くと、「シルバーならいいだろう」という話になるが、「シルバーも同じだけ光を反射したら白」になってしまう。物体の色はシルバーであっても、目に届くときに白として写る場合、これは高明度と言っておいたほうが良い。誤解を避けるために資料では、削除したほうが良いと思う。

資料1の10ページにおける第13回の景観審議会資料抜粋の部分について。「景」と「観」の意味が逆になっている。第13回でも同じこと指摘し、修正することになっていたが、そのまま引き継がれている。「景」というのは、景色のこと。古語で言うと、表情・雰囲気のことを指す。「観」というのは、顔色がとても良いや、良い雰囲気のことを指す。景観という言葉は、人間が感じる方が、「景」で、見たまま、網膜に光が届いたままを写すことを、「観」という風に表す。

■事務局

資料3の8ページの事業面積についての補足説明。事業面積の考え方は、太陽光条例や開発条例では事業者の都合で判断している。そのため、保有者が異なれば、別案件として取り扱う。それぞれの案件が1,000㎡に届かない場合は条例対象外となり、市の方では指導できない状態になる。ただし、景観の観点でいえば、所有者が誰だろうと設備の見た目は同じであるため、一体の事業として取り扱う。事業面積が合わせて1,000㎡を超えると、景観条例で届出が必要となる。ただし、届出の対象となるだけで、太陽光発電設備を作ってはいけないというわけではない。届出と資料2の「景観チェックシート」を事業者に提出を求める。景観チェックシートの提出が必要になるため、事業者に景観への配慮をお願いしつつ、届出の審査をしていくという流れになる。

■出村会長

この条例の中身としては市全域に対して、まずはルール設定をするということから、怪しいものは届出を提出するよという、届出の提出が必要なラインをどこに引くかという議論。直ちに1,000㎡を超えたからダメではなく、「1,000㎡超えたら、市と一緒に議論しましょう。」という方法になる。事務手続上、何もかも行政で対応すると行政自身が回らなくなり、実効性が無くなる。しかし、「景観の観点から、厳しいものは止めないといけない」というところから、見繕いが1,000㎡という考え方。資料3の8ページの図は非常に分かりやすい。「Aさんが999㎡でなんとか事業化したというのに対して、Bさんが隣の空いているところで500㎡だからいいだろう」みたいにやると、実は届出の対象でしたという状態を示している。

太陽光発電設備の高さ15mの基準について。景観計画を見ると、工作物が15m以上のものは取り締まるという基準が景観計画概要の6ページに書いてある。ただ、15mは1階部分が3.3mだとして、5階建ての建物くらいの高さが無いといけないということになる。窓の外から色々な建物が見えるが、5階建ての建物が山の壁面に張り付くと考えると目立つと思う。山を見ながらシミュレーションすると、気になってしまう。特に平地ならば15mでも他の建物・工作物に隠れるため、そのような基準だと思うが、太陽光発電設備が山に囲まれた穏やかな風景を阻害すると思ったとき、「高さ15mまでは許していいよ」というメッセージは本当に良いものなのか。

太陽光発電設備の場合、平地であれば高さ15mにはならない。普通ではあり得ないと考えたとき、他の工作物と同じ高さでいいものなのかという疑問が残る。周囲にある2階建てぐらいの家の高さを太陽光パネルに置き換えて階層を増やしていくと、どこかで我慢できなくなる。太陽光発電設備は特殊な工作物なので、特徴を捉えられていなければ、ギリギリでも改めた方がいい。太陽光発電設備という項目を掲げたならば、高さもそれに合わせるべき。

事務局で太陽光発電設備の下から上までの高さを見た経験があると思うが、その感想を聞きたい。

■事務局

とある事業で20mくらいの高さで、横の長さ100mいくかいかないかの設備を見たことがある。図面では10度くらいであったが、実際に現場へ行くと、30度くらいの傾斜が一部あった。高さ20mかつ急傾斜に張られたパネルは違和感があった。

■出村会長

今後、同じような太陽光発電設備が作られたときは、景観で確認の対象となる。素人から見て不安感を感じさせるような施設というのは、少なくとも市の手続きを踏んでいる状態になるのが望ましい。建物3階建てくらいの高さ9mがいいと思うが…。

■事務局

高さ15mの基準は、他の工作物や建築物を準拠している。多くの人から見えるような場所だと、気にされる方も多い。一方で、窪地のようなところで高さ15mの太陽光発電設備を建てたとしても意見は出ない。地域別の計画で、必要であればより強い規制をする。今回は、その入り口として基準を考えている。

■出村会長

全体を網にかけていくという考えの中で、届出の基準と景観形成基準が一緒の状態。例えば、15m以上は「作ってはダメ」と設定する。ただ、「14.5mは届出の必要もないのか」というところも考えられる。景観形成において、もっと低い段階から当委員会や市の方でチェックをかける体制が必要ではないかと思う。「じゃあ、9m以下はダメなのか」というのを、もう少し深い議論していくのが良いと思うが、まずは景観条例と景観計画を早く成立させて、対象を早く引っかけていきたいという思いもある。

担当としては、高さの基準を他の工作物と一緒に合わせたいとしている。ただ、もう少し低い高さから審査するという形で、議論できないかと考えている。

地域別の計画で強い規制をする件について、高さ15mが緩いかどうかの議論であるが、例えば、1つの建物の1階の高さが3mとしたならば、その高さが根拠になると思う。そのため、3m単位であれば、基準作るときの理由が立つ。

恵那にある建物の中で、2階建てはよく見られるが、3階建てはあまり無い。3階建ての高さよりも高くなったときは、「要チェックですよ」というようなことのほうが心理的にはわかりやすい気がする。しかし、高さを9mにしようということを今ここで決断するのはすごく難しい。

「高さ設定を決定する会議をもう1回やりましょう」というのは、流れ的にあまりやりたくない。高さ設定についての決定の流れを、ここで決めたい。

■石井委員

出村会長の言うように、実物を見てないので高さ15mがどうだとかわからない。なので、ここで高さ9mと決めることもできないと思う。高さ15mは事務局が、現行の基準を根拠としているというこ

とであるが、事務局に高さの根拠を示してもらい一任する形でいいと思う。どんな根拠でこの高さなのか、私も含めて皆わからない。どう見えるかというのもわからない。その辺の根拠を示したうえで、事務局に一任する形がいいと思う。

■出村会長

根拠を明確にして、事務局一任するという手続きで良いと判断される委員は挙手。

[全会一致で事務局一任案に決定]

■出村会長

高さの根拠は事務局一任という方法で決定させていただく。他に意見があれば。

■小川委員

資料1の9ページにおける15mについて。景観での建物・工作物の高さ上限というのは何か。

■事務局

現行の計画で建築物・工作物の高さ上限を定めている。

■小川委員

恵那市景観計画のどこに書いてあるか。

■事務局

概要版6ページに記載されている。

■石井委員

資料3の8ページの事業面積の考え方について。仮に事業面積の広い太陽光発電設備が先に作っており、後から隣で小さい面積の太陽光発電設備を作ることになって1,000㎡を超えた場合、手続きが必要なのは小さい太陽光発電設備の事業者なのか。

■事務局

そこに太陽光発電設備があることを知って、新たに設置するということになる。そういうときは一体の設備として扱うため、「景観の配慮してください」ということで指導をする。他の事例では、法令に引っかからないように狙ってやってくる事業者がいる。実際、わざとその事業者名を変えて申請することもある。今はそれを条例に適用させて指導ができない。今回、景観計画を改正することによって、指導できるようにしていく。指導する立場も同じ係で審査しているため、法令の課題も指導する機会を作ることによって解決できると思い、今回の審議会でも提案している。

■出村会長

今の指摘の部分が景観として考えるという考え方をすごくよく示すところだと思う。つまり、「連続的に作るな」という意思の表れ。「収まるように収めなさい」と言うことがすごく重要。

もう1つ気になる場所として、資料1の12ページについて。提出書類の中に立面図があった。実効性の確保に立面図を義務化するとあったが、立面図の書き方はわからないと思う。例示を作ってほしい。

■事務局

はい。

■出村会長

事業者との関係もあるので、専門家が測るときに、「どう出してどう判断するか」も含めて提案した。そこの最終判断は、議長の判断ということによいか。

■事務局

はい。

■出村会長

斜面に太陽光発電設備が並んで立っているのを正面から眺めたときに、立面図では遠近法使わず全部一面に図示すると標高がわかりやすくなる。「こういう書き方で書いてください。」というフォーマットを作らないと、図示できないと思うので、指導の工夫があると良いと思った。

最後に他の観点で言い残していることは。

■森川委員

届出の審査は担当職員が変わっても、定量的な判断ができるようにする。担当職員という言葉は必要か。

■事務局

定量的に判断できる場所だけ分かれば良い。職員だけでなく、ほかの方からの指摘もため、誰が見ても判断できるという意味。

■出村会長

この議題は、届出対象の高さを確認し、計画化していくということによろしいか。

[委員から異議なしの発声]

■出村会長

次の議題は、スケジュールとパブリックコメントについて、報告をお願いいたします。

■事務局

[資料4に基づき報告]

■出村会長

この点については、当初思っていたより時間をかけているところはある。しかし、先ほどの議論同様、かなりセンシティブなところがあるため、資料どおりの進み方で良いと思う。他の委員の皆様はどうか。

[委員から異議なしの発声]

■出村会長

この後は、計画化していく手続きがあり、案がそのまま世に出ていく流れになる。これで進めて行くということで、委員の皆様にはご理解いただきたい。

すべての議事が終了したため、出村会長は進行を事務局に返す。

9. 閉会

司会進行（事務局）のあいさつで閉会。

[閉 会]